

令和7年7月

保護者 各位

群馬県立前橋東高等学校長 木村 一実

『奨学のための給付金（国公立）』の申請について

平素、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、県では、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高校生がいる低所得世帯を対象に、授業料以外の教育費負担を軽減する「奨学のための給付金」を給付しています。

リーフレット「奨学のための給付金（国公立）のご案内」を御覧いただき、貴世帯が給付対象になると見込まれ、給付を希望する場合は、期限までに申請してください。

なお、災害等により収入が激減し、家計急変後の収入（所得）見込が非課税相当になると見込まれる場合は、家計急変として受給できる場合があります。

記

1 申請方法、提出期限及び提出先

(1) オンライン申請の場合

既にオンライン申請の受付が開始されていますが、申請期限は~~令和7年9月30日（火）（厳守）~~
令和7年11月30日まで延長
となりますので、希望される方は期限までに「ぐんま学び支援給付システム」からオンライン申請してください。

(2) オンライン申請ができない場合（紙申請の場合）

学校事務室から紙の申請書用紙を受け取り、~~令和7年9月30日（火）（厳守）~~
12月1日（朝）まで延長
までに学校事務室へ提出してください。期限後は、受け付けることができませんので、ご注意ください。

本校HPにも掲載します。

2 その他

- (1) 学校徴収金の未納がある場合は、学校徴収金に充てる旨の委任状（様式第4号の1）を配布しますので、記入して学校へ提出してください。この場合、給付金は学校口座へ振込になります。
- (2) 申請者以外の口座へ振込を希望する場合は、委任状（様式第4号の2）を記入し、通帳（写）と合わせて提出（オンライン申請の場合は、通帳と委任状を一緒に撮影し添付提出）してください。
- (3) 申請等について御不明な点等がある場合には、遠慮なく学校事務室までお問い合わせください。

前橋東高等学校 事務室

電話：027-263-2855

オンライン申請の主な流れについて

※ STEP 0 (ゼロ)

STEP 1

【アカウント登録】

まず、申請される方（保護者）のアカウントを登録します。

①申請に必要な2つのアプリをスマートフォンに事前にインストールします。

- 「my Tap」アプリ
- 「マイナポータル」アプリ

※システム画面一番下にアプリの案内があります。

※アプリが最新でないとう動作しないため、必ず最新のバージョンにアップデートしてください。

②「アカウント新規作成」からアカウント作成に進んでください。画面の指示に従ってください。

●2回ほどマイナンバーカードを読み取ります。

●ログインボタンを押すと、mytapが起動するので、ログインします。

ここでもう1回マイナンバーカードを読み込みます。

●保護者の情報、口座の登録を行い、「登録」を押すと最初のログイン画面に戻ります。

※「世帯の収入状況提出パターン」は、保護者が2名の時は必ず2名を選択してください。

↑ここで全ての申請が済んだと勘違いされる方が多数おられます。

給付金の申請は行われていません。申請が途中であるとの連絡も届きません。

STEP 2

【給付金申請】

これから、奨学のための給付金を申請していきます。

①ログインボタンを押すと、mytapが起動するので、ログインします。

②「奨学給付金を申請する」を押して画面の指示に従い、生徒情報等を入力してきます。

③「申告事項」は、**チェックをせず次へ進んでください。**

④保護者のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから収入や課税の情報を取得します。

↑ここでは全ての保護者のマイナンバーカードを読み込む必要があります。「カードを読み取ってください」の項目が保護者の人数と一致しない場合は、STEPの②の画面に戻り、「アカウント情報の確認／変更」を押して、「世帯の収入状況提出パターン」を修正してください。

⑤赤字で「給付金額は〇〇円の予定です」という画面の下部にある「申請」ボタンを押すと「申請受付完了」となります。審査をお待ちください。

7月5日からオンライン申請可能となりますが、早く申請しても就学支援金と保護者の一致を確認する必要がある関係から、9月以降にならないと審査開始できませんので、ご了承ください。

⑥ 申請受付後、申請受付完了メールが届きます。

※

STEP 0 (ゼロ)

令和7年度一奨学のための給付金（国公立）の申請について

令和7年度の申請期限は過ぎました。やむを得ず申請できなかった場合のみ、下記URLから申請してください。

※URLをクリック。送信ボタンを押しても申請したことにはなりません。

◇令和7年7月3日から9月30日まで申請を受け付けます。

※令和7年度の申請期限は過ぎました。

<https://syok-moushikomi.gunmanabi.com/syok-app/y/#/syokm010?bnricd=28&sisancd=08&ishicd=2>

戻る

送信

パスワードを記載しないでください。不正使用を報告する

青字のリンク先を押して、すすんでください。
引き続き申請が可能になっています。

奨学のための給付金(国公立)のご案内

群馬県教育委員会では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯における授業料以外の教育費を支援するため、返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。

学業の継続を断念し、夢をあきらめたりすることのないよう、該当する方はどうぞ御利用ください。

対象者・給付額（一人あたり、年額）

基準日(7月1日)現在、国公立高等学校等に在籍する高校生等の、群馬県内に住所を有する保護者等が申請できます。 ※県外居住者は、お住いの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

給付条件・給付額（年額）

- ① 高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直しへの支援事業対象者であること。
- ② 下表の各区分に該当すること。

対象者区分 ※1	全日制・定時制	通信制
ア)生活保護(生業扶助)を受給している場合	32,300円	
イ)住民税所得割が非課税である場合 ウ)家計急変により非課税に相当する場合※2	143,700円	50,500円

＜「道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税」は単に「非課税」と便宜上略して表記します。＞

※1 ア)、イ)に該当する場合は、ウ)での申請はできません。

※2 ウ)の金額は、7月1日までに家計が急変した場合の額です。急変の発生月により額が異なります。

※3 前倒し給付を受けた場合は、給付額年額から前倒し給付額を差し引いて給付となります。ただし、対象者区分が前倒し時点と異なる場合は、給付額が減額または0円になる場合があります

〔例1〕前倒しでは非課税区分だった(35,925円受給)が、通常申請時には生活保護となっている。

→既に前倒しの金額がア)の年額(32,300円)を超えているので、通常申請では0円になる。

〔例2〕前倒しでは非課税区分だった(35,925円受給)が、通常申請時には転学し、通信制となっている。

→通常申請は前倒しの残りの額 107,775円(143,700円 - 35,925円)ではなく 14,575円(50,500円 - 35,925円)になる。

「家計急変により非課税に相当する場合」とは？

保護者等の失職、経営悪化や離婚、死亡等により収入(所得)が減少し、保護者等全員の収入(所得)が非課税に相当すると認められる場合をいいます(定年退職、産休・育休等の災害等に起因しない事由による収入(所得)の減少は対象となりません。)

(注意)家計急変が発生した時期が令和7年1月1日以降の場合が対象となります。ただし、前年度に家計急変として認定を受けており、急変状態が今年度も継続していると認められる場合や、今年度1年生の場合は、令和6年1月から12月までの家計急変が認められる場合があります。

【家計急変の目安】保護者等それぞれの、急変後1年間の収入(所得)見込額が、下表のとおりであること。

保護者等+扶養親族等の人数	収入見込額	所得見込額
1人	1,000,000円以下	450,000円以下
2人(ひとり親でない場合)	1,704,000円未満	1,120,000円以下
2人(ひとり親1人+生徒)	2,044,000円未満	1,350,000円以下
3人	2,216,000円未満	1,470,000円以下
4人	2,716,000円未満	1,820,000円以下
5人	3,216,000円未満	2,170,000円以下

※給与収入のみの場合は収入見込額、それ以外(自営業や給与以外にも収入がある場合等)は、所得見込額で判断します。

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者をいいます。

※上表に該当しない場合は、個別にお問い合わせください。

オンライン申請
について

オンライン申請はスマートフォンのみ対応(パソコン非対応)。
下記URL又は右の二次元コードからフォームに進んでください。

<https://forms.office.com/r/8LPuUi2eBY>



別表 紙申請の場合の必要書類

No.	必要書類	給付区分				
		ア) 生活保護 (生業扶助) 受給	イ)非課税		ウ)家計急変により 非課税相当	
			全日制 定時制	通信制	全日制 定時制	通信制
1	給付金受給申請書(様式第1号)	○	○	○	○	○
2	預貯金口座が確認できるもの (通帳やキャッシュカードの写し)	○	○	○	○	○
3	委任状(様式第4号の1又は2)	学校徴収金の未納がある場合は様式第4号の1 申請者以外の口座に振込を希望する場合は様式第4号の2				
4	生活保護の <u>生業扶助受給</u> を証明するもの	○	—	—	—	—
5	住民税所得割が確認できるもの 令和7年度課税(令和6年分) 【保護者等 <u>全員分</u> 】 ※家計急変の場合は所得割が課税であることを 審査で確認させていただきます。	—	○	○	○	○
6	高校生等本人の在学証明書	在籍している学校が <u>群馬県外の学校</u> の場合に必要。				
7	急変の発生事由を証明するもの 【直接急変が発生した者の分】	—	—	—	○	○
8	急変後の収入(所得)見込を証明する書類 【保護者等 <u>全員分</u> 】	—	—	—	○	○
9	申立書 【急変後に収入がない場合】	—	—	—	○	○



※ No. 1は、オンライン申請の場合はシステム入力画面に従いオンライン入力。

※ No. 2、3、6、7、8は、オンライン申請の場合はオンラインで添付提出。

※ No. 5は、オンライン申請の場合はマイナポータルから取得した自己情報を提出。

※ No. 9は、オンライン申請の場合でも、申立書(紙)に記入して提出してください。

様式は県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4650.html>) に掲載。

※ オンライン申請で生活保護受給情報を提出された方については、生業扶助受給の有無について、県から別途、各保健福祉事務所へ照会を行います。



申請期限：令和7年9月30日(火曜日)まで 11月30日まで

ただし、令和7年7月2日以降の家計急変の申請は、令和8年1月30日(金曜日)まで受け付けます。

〔オンライン申請できない方は紙申請をしてください。〕

○群馬県内の学校：学校指定期限までに学校事務室へ提出

○群馬県外の学校：郵送又は持参で管理課へ直接提出(必着)

(郵送先) 群馬県教育委員会事務局管理課支援助成係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁24階

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、加算額支給の対象となる可能性がございますので下記までご相談ください。

令和7(2025)年6月
群馬県教育委員会(事務局管理課)
電話：027-226-4543